

- 現場代理人の常駐義務を緩和する期間に関する協議書
- 主任（監理）技術者の専任を要しない期間に関する協議書

| | | | |
|-------------|---------------------|-------|----------|
| 発注者 | 倉敷市 | 協議年月日 | 令和 年 月 日 |
| 受注者 | | | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 請負代金額 | | | |
| 工期 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | |
| 現場代理人氏名 | | | |
| 主任（監理）技術者氏名 | | | |

【協議内容】

次の理由により、上記現場代理人（又は主任（監理）技術者）の工事現場への常駐（又は専任）は、要しないものとする。

- 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていないため。
- 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止しているため。
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われているため。
- その他、工事現場において作業等が行われていないため。

※現場代理人は、常駐の義務を要しないこととなった場合であっても、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が出ないよう十分留意し、発注者（監督員）との連絡体制を確保すること。

| | |
|-----------------|---------------------|
| 常駐（又は専任）を要しない期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
|-----------------|---------------------|

（注）この協議により現場代理人又は主任（監理）技術者の常駐（又は専任）の義務を要しないこととなった者であっても、常駐や専任を要する他の工事等への配置はできません。

| 部長 | 次長 | 副参事 | 課長 | 課長主幹 | 課長補佐 | 主幹 | 係長 | 主任 | 監督員 | 現場代理人 | 主任（監理）技術者 |
|----|----|-----|----|------|------|----|----|----|-----|-------|-----------|
| | | | | | | | | | | | |

※施行担当課の監督員は、決裁後、協議書の写しを1部契約課へ送付すること。